

## 健全化判断比率・資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなりました。健全化判断比率につきましては平成 20 年度決算からは早期健全化基準を超える団体は財政健全化計画を、財政再生基準を超える団体は財政再生計画を策定しなければなりません。また公営企業を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表します。資金不足比率につきましても平成 20 年度決算からは経営健全化基準を超えた団体は経営健全化計画を策定しなければなりません。

健全化判断比率・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率